

松本大学大学院学則（抜粋）

第5章 課程修了の認定

（試験）

第20条 履修科目については試験を行う。試験は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 病気その他やむを得ない事由のため試験を受けられなかった者には、願い出により追試験を行うことがある。

（成績評価）

第21条 成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良、可を合格として所定の単位を与え、不可を不合格とする。

2 成績評価と100点法による素点との関係については、以下のとおりとする。

- (1) 秀 100点～90点
- (2) 優 89点～80点
- (3) 良 79点～70点
- (4) 可 69点～60点
- (5) 不可 59点～0点

3 第1項の成績評価による学修成果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、本学以外で修得した単位を、本学において修得したものとみなし、「認定」として所定の単位を与えることができる。

（課程の修了）

第22条 本大学院の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第13条に定める授業科目から必修科目を含め30単位以上を修得し、修士の学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（最終試験）

第23条 最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行うものとする。